

所有権解除書類発行依頼書

トヨタカローラ博多株式会社 御中

■ 自動車検査証の表示

自動車登録番号	
使用者の氏名 又は名称	

車台番号	
使用者の住所	

私を使用する上記車両の所有権解除書類発行について、下記書類を添えて依頼いたします。
依頼後において、貴社にご迷惑が生じることがあった場合、当方が責任をもって解決いたします。

■ 依頼者（原則、車検証の使用者が自署すること）

現住所	
氏名	_____ 実印
電話番号	_____

■ 書類交付先（車検証の使用者以外に書類を交付する場合のみ記入すること）

住所	
氏名	_____

■ 所有権解除理由

いずれかに☑をいれてください

- ☐ 名義変更
変更後の所有者の氏名 _____
- ☐ お買い替え
お買い替え先 _____
- ☐ ご売却
ご売却先 _____
- ☐ 廃車／使用中断
- ☐ 上記以外 _____

※内容により交付書類が異なります
正確に記入してください

■ 添付書類 (※)はコピー

同封書類に☑をいれてください

《必要書類》

- ☐ 印鑑登録証明書
- ☐ 自動車検査証 (※)
又は 自動車検査証記録事項 (※)
- ☐ 完済証明書等 (※)
- ☐ レターパックプラス

《補足書類》

- ☐ 住民票又は戸籍の附票
- ☐ 戸籍全部（個人）事項証明書
- ☐ 登記事項証明書
- ☐ 遺産分割協議書
- ☐ 相続人の印鑑登録証明書
- ☐ 念書
- ☐ 本人確認書類 (※)

自動車検査証（車検証）の使用者の住所と印鑑証明書の住所が一致しない場合は、個人：住民票＜原本＞または戸籍の附票＜原本＞、法人：登記事項証明書（登記簿謄本）＜原本＞が必要です。

自動車検査証（車検証）の使用者又は名称と印鑑証明書の氏名（商号）が一致しない場合は、個人：住民票＜原本＞（旧姓の記載がない場合は戸籍抄本＜原本＞）、法人：登記事項証明書＜原本＞が必要です。

自動車検査証（車検証）の使用名義人死去の場合は、遺産分割協議書、戸籍全部事項証明書＜原本＞、相続順位上位3名の印鑑登録証明書＜原本＞が必要です。

上記、公的書類で住所や氏名（名称）、関係が繋がらない場合や印鑑未登録の場合は、念書と本人確認書類＜コピー＞が必要です。

所有権解除書類発行依頼書

見本

トヨタカローラ博多株式会社 御中

■ 自動車検査証の表示

自動車登録番号	自動車検査証（車検証）の【自動車登録番号又は車両番号】を記入してください
使用者の氏名 又は名称	自動車検査証（車検証）の【使用者の氏名又は名称】を記入してください

車台番号	自動車検査証（車検証）の【車台番号】を記入してください
使用者の住所	自動車検査証（車検証）の【使用者の住所】を記入してください

私が使用する上記車両の所有権解除書類発行について、下記書類を添えて依頼いたします。
依頼後において、貴社にご迷惑が生じることがあった場合、当方が責任をもって解決いたします。

■ 依頼者（原則、車検証の使用者が自署すること）

現住所	自動車検査証（車検証）の使用者の印鑑登録証明書又は住民票に記載されている住所を記入してください
氏名	自動車検査証（車検証）の使用者の印鑑登録証明書又は住民票に記載されている氏名を記入してください ※実印を押印
電話番号	自動車検査証（車検証）の使用者の電話番号を記入してください ※携帯電話可

■ 書類交付先（車検証の使用者以外に書類を交付する場合のみ記入すること）

住所	書類の送付先（住所／所在地）を記入してください ※書類送付用レターパックにも同じ情報を記入してください
氏名	書類の送付先（宛名）を記入してください ※書類送付用レターパックにも同じ情報を記入してください

■ 所有権解除理由

いずれかに☑をいれてください

- ☐ 名義変更
変更後の所有者の氏名
名義変更の場合は記入をお願いします
- ☐ お買い替え
お買い替え先
買い替えの場合は記入をお願いします
- ☐ ご売却
ご売却先
ご売却の場合は記入をお願いします
- ☐ 廃車／使用中断
- ☐ 上記以外
目的の記入をお願いします

※内容により交付書類が異なります
正確に記入してください

■ 添付書類

（※）はコピー

同封書類に☑をいれてください

《必要書類》

- ☐ 印鑑登録証明書
- ☐ 自動車検査証（※）
又は 自動車検査証記録事項（※）
- ☐ 完済証明書等（※）
- ☐ レターパックプラス

《補足書類》

- ☐ 住民票又は戸籍の附票
- ☐ 戸籍全部（個人）事項証明書
- ☐ 登記事項証明書
- ☐ 遺産分割協議書
- ☐ 相続人の印鑑登録証明書
- ☐ 念書
- ☐ 本人確認書類（※）

自動車検査証（車検証）の使用者の住所と印鑑証明書の住所が一致しない場合は、個人：住民票＜原本＞または戸籍の附票＜原本＞、法人：登記事項証明書（登記簿謄本）＜原本＞が必要です。

自動車検査証（車検証）の使用者又は名称と印鑑証明書の氏名（商号）が一致しない場合は、個人：住民票＜原本＞（旧姓の記載がない場合は戸籍抄本＜原本＞）、法人：登記事項証明書＜原本＞が必要です。

自動車検査証（車検証）の使用名義人死去の場合は、遺産分割協議書、戸籍全部事項証明書＜原本＞、相続順位上位3名の印鑑登録証明書＜原本＞が必要です。

上記、公的書類で住所や氏名（名称）、関係が繋がらない場合や印鑑未登録の場合は、念書と本人確認書類＜コピー＞が必要です。